

## 東京オリンピック・パラリンピック等に向けたとちぎビジョン推進協議会設置要綱

(設置)

**第1条** 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会（以下「大会等」という。）に向け、東京オリンピック・パラリンピック等に向けたとちぎビジョン（以下「とちぎビジョン」という。）に沿って、県、市町及び関係団体等が連携して取組を進めるため、東京オリンピック・パラリンピック等に向けたとちぎビジョン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) とちぎビジョンに掲げる取組の推進に関すること。
- (2) その他とちぎビジョンの推進に関すること。

(組織)

**第3条** 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長)

**第4条** 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときには、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員は、会議に代理人を出席させることができる。

(部会)

**第6条** 会長は、第2条各号の事項について必要があると認めたときは、会議に諮って協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

**第7条** 協議会の事務局は、栃木県総合政策部総合政策課に置く。

(雑則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、会長選出までの間は、栃木県知事が会議を招集する。

別表（第3条関係）

1	県	栃木県知事
2	市町	栃木県市長会会長
3		栃木県町村会会長
4	関係団体等	（公財）栃木県体育協会理事長
5		栃木県スポーツ推進委員協議会会長
6		健康長寿とちぎづくり推進県民会議会長
7		（特非）栃木県障害者スポーツ協会会長
8		栃木県身体障害者団体連絡協議会会長
9		栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会会長
10		栃木県文化協会会長
11		（公財）とちぎ未来づくり財団理事長
12		栃木県中学校長会会長
13		栃木県高等学校長会会長
14		栃木県私立中学高等学校連合会会長
15		大学コンソーシアムとちぎ理事長
16		（公財）栃木県国際交流協会理事長
17		（公社）栃木県観光物産協会会長
18		（公社）栃木県経済同友会筆頭代表理事
19		（一社）栃木県商工会議所連合会会長
20		（一社）栃木県銀行協会会長
21		（株）下野新聞社代表取締役社長
22		（株）とちぎテレビ代表取締役社長